

平成24年11月20日

第2439号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○秋田県田沢湖スキー場の利用料金の額の承認（597・観光戦略課）	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（598・長寿社会課）	2
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（599・長寿社会課）	3
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（600・長寿社会課）	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（601・長寿社会課）	4
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（602・長寿社会課）	4
○介護保険法による指定都道府県事務受託法人の指定（603・長寿社会課）	5
○都市計画区域の変更（604・都市計画課）	5
○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（605、606・都市計画課）	5
○建設業の許可の取消し（607・由利地域振興局総務企画部）	6

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）	7
----------------------------	---

告 示

秋田県告示第597号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の使用に係る利用料金は、平成24年12月1日から適用する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県田沢湖スキー場

1 リフトの利用料金

	区分	使用の単位	利用料金の額
1回券	大人	ペアリフト	400円
	60歳以上		400円
	中学生及び高校生		400円
	小学生		220円
1回券	大人	クワッドリフト	800円
	60歳以上		800円
	中学生及び高校生		800円
	小学生		440円
11回券	大人	全リフト共通	4,000円
	60歳以上		4,000円
	中学生及び高校生		4,000円
	小学生		2,200円
3時間券	大人	全リフト共通	2,800円
	60歳以上		1,800円
	中学生及び高校生		1,600円
4時間券	大人	全リフト共通	3,200円
	60歳以上		2,200円
	中学生及び高校生		2,000円
5時間券	大人	全リフト共通	3,500円
	60歳以上		2,500円

6時間券	中学生及び高校生	全リフト共通	2,300円
	大人		3,700円
	60歳以上		2,700円
	中学生及び高校生		2,500円
1日券	大人	全リフト共通	3,800円
	60歳以上		2,800円
	中学生及び高校生		2,600円
	小学生		1,000円
30時間券	大人	全リフト共通	21,500円
	60歳以上		15,500円
	中学生及び高校生		13,500円
ナイター券	大人	水沢リフト	1,500円
	60歳以上		1,500円
	中学生及び高校生		1,500円
	小学生		800円
シーズン券	大人	全リフト共通	63,000円
	60歳以上		47,250円
	70歳以上		16,200円
	中学生及び高校生		32,550円
	小学生		10,500円

2 会議室の利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額
会議室	A・B	半日	3,000円
		1日	5,000円

備考

- この表において「半日」とは、営業の開始時間から正午まで又は正午から営業の終了時間までをいう。
- この表において「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
- 土地等の利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額
土地及び 駐車場	対価を得る 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	900円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	30円
	対価を得な い場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	450円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	20円
建物	対価を得る 場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	2,700円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	90円
	対価を得な い場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1月につき	1,350円
		時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル当たり1時間につき	50円

備考

- この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとする。
- 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのその月の使用料の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0572621456	みさかん介護タクシー	仙北郡美郷町野中字沢田1番地1	美郷観光タクシー 有限公司	平成24年11月1日

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0571321421	デイサービスわかば武 道島	にかほ市象潟町家の後65番地 26号	池田ライフサポー ト&システム株式 会社	平成24年11月1日

(特定施設入居者生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570821397	有料老人ホームサン フェザント	大仙市協和上淀川字五百刈田 277番地5	医療法人慧眞会	平成24年10月15日

(福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570521419	福祉用具貸与池田	由利本荘市荒町字真城279番 地1号	株式会社池田	平成24年11月1日

(特定福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570521419	福祉用具貸与池田	由利本荘市荒町字真城279番 地1号	株式会社池田	平成24年11月1日

秋田県告示第599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0572221380	さくら介護相談セン ター	山本郡三種町浜田字砂崎144 番地	株式会社共生	平成24年10月15日
0570421446	居宅介護支援事業所お おだてハチ公	大館市片山町三丁目10番地51 号	公益社団法人秋田 県看護協会	平成24年11月1日
0570821439	ケアステーション花ご よみ	大仙市戸地谷字川前304番地 6号	有限公司Slow and Slow	平成24年11月1日

秋田県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定し

たので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0572621456	みさかん介護タクシー	仙北郡美郷町野中字沢田1番地1	美郷観光タクシー 有限会社	平成24年11月1日

(介護予防通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0571321421	デイサービスわかば武 道島	にかほ市象潟町家の後65番地 26号	池田ライフサポ ート&システム株式 会社	平成24年11月1日

(介護予防福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570521419	福祉用具貸与池田	由利本荘市荒町字真城279番 地1号	株式会社池田	平成24年11月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570521419	福祉用具貸与池田	由利本荘市荒町字真城279番 地1号	株式会社池田	平成24年11月1日

秋田県告示第601号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570512509	福祉用具貸与「わか ば」	由利本荘市石脇字田尻野6番 地11	池田ライフサポ ート&システム株式 会社	平成24年10月31日

(特定福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570512509	福祉用具貸与「わか ば」	由利本荘市石脇字田尻野6番 地11	池田ライフサポ ート&システム株式 会社	平成24年10月31日

秋田県告示第602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570512509	福祉用具貸与「わかば」	由利本荘市石脇字田尻野6番地11	池田ライフサポート&システム株式会社	平成24年10月31日

(特定介護予防福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570512509	福祉用具貸与「わかば」	由利本荘市石脇字田尻野6番地11	池田ライフサポート&システム株式会社	平成24年10月31日

秋田県告示第603号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の3に規定する指定都道府県事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の11の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所在地	申請者及び代表者	申請者所在地	指定年月日	受託事務の種類
特定非営利活動法人秋田ハッピーライフセンター	秋田市将軍野桂町5番5号	特定非営利活動法人秋田ハッピーライフセンター 理事長 備前 雄輔	秋田市将軍野桂町5番5号	平成24年11月6日	秋田県施設サービス等利用者処遇指導事業に係る事業所等調査
特定非営利活動法人県南介護サポートかがやきネット	横手市三本柳字沼頭17番地3	特定非営利活動法人県南介護サポートかがやきネット 理事長 谷川 都子	横手市三本柳字沼頭17番地3	平成24年11月6日	秋田県施設サービス等利用者処遇指導事業に係る事業所等調査
特定非営利活動法人秋田すこやかライフ	由利本荘市石脇字尾花沢56番地56	特定非営利活動法人秋田すこやかライフ 理事長 伊藤 繁	由利本荘市石脇字尾花沢56番地56	平成24年11月6日	秋田県施設サービス等利用者処遇指導事業に係る事業所等調査
社団法人秋田県社会福祉士会	秋田市旭北栄町1番5号	社団法人秋田県社会福祉士会 会長 柴 田 博	秋田市旭北栄町1番5号	平成24年11月6日	秋田県施設サービス等利用者処遇指導事業に係る事業所等調査

秋田県告示第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、角館都市計画区域及び田沢湖都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 仙北都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

(関係図面は、省略し、建設部都市計画課及び仙北地域振興局建設部用地課並びに仙北市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第605号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称

角館都市計画及び田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 角館都市計画及び田沢湖都市計画の区域

3 都市計画の変更年月日 平成24年11月20日

秋田県告示第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類及び名称

角館都市計画道路（3・4・1号中央線、3・4・2号大町通線、3・6・3号花場菅沢線、3・6・4号赤川通線、3・5・5号小倉山通線、3・4・6号岩瀬北野線、3・4・8号田町荒屋敷線、3・4・9号横町線、3・4・10号水ノ目沢線及び3・3・12号角館歴史回廊線）、田沢湖都市計画道路（3・4・9号病院清水線及び3・4・10号生保内線）並びに大曲都市計画及び角館都市計画下水道（秋田湾・雄物川流域下水道大曲処理区）の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 なし

3 都市計画の変更年月日 平成24年11月20日

秋田県告示第607号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 処分をした年月日

平成24年11月9日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社ふじかね住工

にかほ市寺田字寺田3番地

代表取締役 佐 藤 金 悦

秋田県知事許可（般-22）第12217号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年11月1日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成24年11月9日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

堀井建築

由利本荘市岩谷町字日渡137番地4

堀 井 秋 一

秋田県知事許可（般-20）第80639号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成24年11月8日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年11月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ（4.0m級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月14日
- 4 落札者の名称及び住所
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町9-48
- 5 落札金額
47,061,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年7月31日